

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊 藤 和 貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	陶 (糸根・中河原・立石・潟上・市・郷上・下・西陶・丸尾上・丸尾東・丸尾北・丸尾沖・沖の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

陶地域の農地は、狭小な水田や不整形田が多く農業機械の作業効率が悪いことに加え、幅員の狭い道路により車両のすれ違いが困難なため農繁期の作業に支障をきたしている。また、土水路の箇所が多く、泥上げ等の管理に多大な労力を費やしている。

地域全体が高齢化とともに、農作業に負担感があり離農する農家が増えている。

地域では、地域農業の維持をしていくために必要な取り組みとして、「ほ場整備の実施」、「地域外から就農者の確保」、「集落営農法人の設立」などを課題としている。郷上、郷下、市地区においては、ほ場整備について協議を行い実施しないことを選択している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

糸根・中河原・立石集落では基盤整備事業が計画されており、現在、陶地区ほ場整備推進協議会において、事業実施に向けた協議が行われている。基盤整備後には、農作業の効率化を図るためのスマート農業の導入を進め、また、水稻などによる土地利用型農業を中心に経営を進めつつ、地域の特性に合った高収益農作物の導入等についても検討を行う。

ほ場整備未実施地区については、ほ場整備が実施されれば現在の担い手の引き受けが可能であるが、できなければ不耕作地が増える可能性がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	187 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	187 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほ場整備を進めることで、中心経営体への農地集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画の達成に向けて担い手への農地集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用する。また、基盤整備予定エリアについては、農地すべてを対象に農地中間管理事業を活用した農地集積に取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
系根、中河原、立石集落については、ほ場整備により農用地の大区画化・汎用化を図るとともに、他集落でもほ場整備の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ほ場整備後、新たな担い手を確保。育成し定着させる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ニーズのマッチングの作業を進めることで、作業委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵
- ②担い手、減農薬、有機
- ⑧イチゴ、トマト
- ⑨鶏糞利用